

県南広域振興局長告示第166号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月5日

県南広域振興局長 遠藤達雄

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352500037	放課後等デイサービス 虹の家	胆沢郡金ヶ崎町六原町の 内表道下31番地2	社会福祉法人フレンドシッ プいわて	平成25年11月1日